

## 一般財団法人ベターリビング インターンシップ実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、高等専門学校、大学（短期大学含む）及び大学院（以下、「大学等」という。）の学生をインターンシップ実習生（以下、「実習生」という。）として受け入れる場合における実習生の資格要件、実施方法等、その他必要な事項を定めるものとする。

### (インターンシップの目的)

第2条 インターンシップは、大学等の学生を当財団において就業体験を行わせることにより、学生の学習意欲を喚起し、高い職業意識を育成するとともに、建築業界、住宅産業及び当財団の事業等について、理解を深めてもらうことを目的とする。

### (資格要件)

第3条 実習生は、大学等の学生であって、意欲、成績、人物、素行等に優れ、服務規律を遵守することが確実であるとして大学等が推薦した者とする。

### (実習生の募集及び決定等)

第4条 実習生の募集及び決定等については、次のとおりとする。

- (1) 当財団は、大学等を通じて実習生を募集する。
- (2) 実習希望者は、大学等の就職担当部局等に申し出るものとする。
- (3) 大学等の就職担当部局等は、実習に参加させるものとして推薦する学生をとりまとめ、当財団に別紙－1、2を提出する。
- (4) 当財団は、大学等の推薦に基づき、受け入れる実習生を選考、決定し大学等に通知する。当該学生への結果の通知は大学等において行う。
- (5) 実習生の受け入れにあたっては、大学等と当財団との間で、実習期間中における遵守事項等を記載した覚書を締結するものとする。
- (6) 実習生は、実習期間前に服務規律の遵守にかかる誓約をしなければならない。

### (実習の実施方法等)

第5条 当財団は、実習生の受け入れにあたり、当該学生の指導及び監督並びに実習生への助言等を行う職員（以下、「実習指導者」という。）を定めるものとする。

- 2 実習指導者は、実習の内容等を決定し、実習の適正かつ効果的な実施に努めるものとする。
- 3 実習指導者は、当財団の業務上漏洩すると重大な影響を及ぼし得る秘匿性の高い情報に接し得る状況に実習生を置かないものとする。

(実習期間)

第6条 実習の期間は、原則として、毎年冬期（1月から2月）又は夏期（8月から9月）の1週間から1ヶ月程度の期間とし、具体的な日程については、実習生を受け入れる部署の実情により決定する。なお、当該期間以外の受け入れについては、募集、実習方法等を含めて大学等と当財団との間で、別途協議して決定できるものとする。

(実習時間)

第7条 原則として月曜日から金曜日までとし、実習時間は各事業所の就業時間とする。ただし、実習指導者が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得るとともに、実習生による大学等への事前連絡のうえ、上記時間外においても実習を実施することができるものとする。

(実施場所)

第8条 実習の実施場所は、当財団の本部又はつくば建築試験研究センターとする。ただし、実習指導者が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得るとともに、実習生による大学等への事前連絡のうえ、上記以外の場所において実施できるものとする。

(実習に係る費用)

第9条 実習生の実習のために要する鉄道賃、航空賃、車賃、宿泊費等は、実習生個人又は大学等の負担とする。

(サービス)

第10条 実習生は、実習期間中に知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、実習指導者の指示に従わなければならない。実習期間終了後においても、同様とする。

2 実習生は、実習期間中、当財団職員が遵守すべき法令及び規則等に従うとともに、実習指導者の指導、監督等に従わなければならない。

3 実習の欠勤は、正当な事由がある場合以外は認めない。実習生は、やむを得ず欠勤する場合には、事前に実習指導者に申し出なければならない。

4 実習生としてふさわしくない行為があったときには、実習を打ち切ることができるものとする。実習を打ち切った場合は、速やかに大学等にその旨を通知することとする。

5 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、大学等で負うものとする。

(災害補償等)

第11条 大学等は実習中の事故等により実習生が傷害を負った場合又は実習生が関係者に

損害を与えた場合等に備え、実習生をインターンシップ等の傷害保険又は損害賠償保険もしくは左記に類する保険に加入させなければならない。実習生が当財団又は第三者に損害を与えた場合、責任は実習生が負うものとし、実習生が加入する保険により補償する。

(実習報告書の作成)

第 12 条 実習生は、実習期間終了後、遅滞なく、実習内容に関する報告書を作成し、実習指導者に提出しなければならない。

(実習成果の公表)

第 13 条 実習生が実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に当財団理事長の承認を得なければならない。

(その他)

第 14 条 この要領に定めのない事項及びこの要領に関して疑義が生じた事項については、当財団、大学等、その他関係者が協議して決定する。

附則 1 この要領は、令和 5 年 5 月 9 日から施行する。